

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月22日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	長崎市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html">http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html</a>

執行機関名 長崎市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	長崎市奨学金条例(平成21年条例第2号)による奨学金の貸与又は給付に関する事務であって市長が別に定めるもの(高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校)
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)別表第2市長の項第16号 長崎市奨学金条例による奨学金の貸与又は給付に関する事務であって市長が別に定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	長崎市奨学金条例第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、経済的な理由によって修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、又は給付し、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		長崎市奨学金条例(平成21年条例第2号) 長崎市奨学金条例施行規則(平成21年規則第37号)